

令和5年度 北秋田市 一般会計
特別会計 補正予算書

目 次

議案第	61	号	北秋田市一般会計補正予算（第3号）	1
議案第	62	号	北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	8
議案第	63	号	北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第1号）	11
議案第	64	号	北秋田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	14
議案第	65	号	北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第1号）	17
議案第	66	号	北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第1号）	21
議案第	67	号	北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第1号）	24

令和5年度

北秋田市一般会計補正予算

議案第 61 号

令和 5 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度北秋田市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 2, 0 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 3 7 0, 6 5 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		211,625	464	212,089
	1 使用料	157,611	464	158,075
15 国庫支出金		2,620,947	274,080	2,895,027
	2 国庫補助金	1,290,107	275,180	1,565,287
	3 国庫委託金	6,114	△1,100	5,014
16 県支出金		1,341,712	21,899	1,363,611
	2 県補助金	571,700	21,899	593,599
19 繰入金		781,971	△42,657	739,314
	1 特別会計繰入金	36,018	64	36,082
	2 基金繰入金	745,953	△42,721	703,232
21 諸収入		367,326	87,556	454,882
	5 雑収入	102,725	87,556	190,281
22 市債		1,805,700	70,700	1,876,400
	1 市債	1,805,700	70,700	1,876,400
歳入合計		22,958,617	412,042	23,370,659

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		173,098	20	173,078
	1 議 会 費	173,098	20	173,078
2 総 務 費		2,853,267	11,099	2,842,168
	1 総 務 管 理 費	2,550,733	26,233	2,524,500
	2 徴 税 費	164,809	13,118	177,927
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	77,199	10,639	87,838
	4 選 挙 費	33,693	8,019	25,674
	5 統 計 調 査 費	8,532	106	8,638
	6 監 査 委 員 費	18,301	710	17,591
3 民 生 費		6,253,289	79,776	6,333,065
	1 社 会 福 祉 費	4,003,402	30,900	4,034,302
	2 児 童 福 祉 費	1,636,524	60,042	1,696,566
	3 生 活 保 護 費	605,111	7,589	597,522
	5 国 民 年 金 事 務 費	8,251	3,577	4,674
4 衛 生 費		2,359,870	51,038	2,410,908
	1 保 健 費	375,755	40,730	416,485
	2 衛 生 費	157,040	12,773	169,813
	4 水 道 費	270,164	3,527	266,637

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 病 院 費	966,608	1,062	967,670
6 農 林 水 産 業 費		1,034,477	6,958	1,041,435
	1 農 業 費	620,726	5,402	626,128
	2 林 業 費	412,601	1,556	414,157
7 商 工 費		639,679	221,417	861,096
	1 商 工 費	639,679	221,417	861,096
8 土 木 費		2,867,187	6,435	2,860,752
	1 土 木 管 理 費	100,808	3,439	97,369
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,738,040	1,144	1,736,896
	4 都 市 計 画 費	91,427	2,072	89,355
	6 公 共 下 水 道 費	597,625	220	597,845
9 消 防 費		1,376,248	30,316	1,406,564
	1 消 防 費	1,376,248	30,316	1,406,564
10 教 育 費		2,405,958	36,602	2,442,560
	1 教 育 総 務 費	422,696	8,672	431,368
	2 小 学 校 費	221,294	8,000	229,294
	3 中 学 校 費	125,352	2,257	123,095
	4 義 務 教 育 学 校 費	683,891	21,294	705,185

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	472,114	3,265	468,849
	6 保健体育費	480,611	4,158	484,769
11 災害復旧費		143,047	3,311	146,358
	1 農林水産業施設災害復旧費	31,768	641	32,409
	2 公共土木施設災害復旧費	111,279	2,670	113,949
14 予備費		50,000	178	50,178
	1 予備費	50,000	178	50,178
歳出	合計	22,958,617	412,042	23,370,659

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
北秋田市クウインス森吉指定管理料	令和6年度～令和7年度	千円 48,968
北秋田市打当温泉マタギの湯・北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）・北秋田市農業者健康管理施設指定管理料	令和6年度～令和7年度	56,198
北秋田市農林水産物直売・食材供給施設（道の駅あに）指定管理料	令和6年度～令和7年度	8,416

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 振 興 促 進 奨 励 金 等 交 付 事 業	千円 23,700	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還もしく は低利に借換えする ことができる。	千円 94,400	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和5年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 62 号

令和 5 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 3 1 1, 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		351,884	4,113	355,997
	1 他会計繰入金	305,834	4,113	309,947
歳入合計		3,307,187	4,113	3,311,300

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		66,694	4,113	70,807
	1 総務管理費	59,798	4,113	63,911
歳出合計		3,307,187	4,113	3,311,300

令和5年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算

議案第 63 号

令和 5 年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 6 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 5, 1 3 5 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		42,652	5,665	48,317
	1 他会計繰入金	42,652	5,665	48,317
歳入合計		99,470	5,665	105,135

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		68,238	5,665	73,903
	1 施設管理費	68,238	5,665	73,903
歳出合計		99,470	5,665	105,135

令和5年度

北秋田市介護保険特別会計補正予算

議案第 64 号

令和 5 年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 9 3 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 7 8 7, 0 3 3 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,010,693	△4,931	1,005,762
	1 一般会計繰入金	893,408	△4,931	888,477
歳入合計		5,791,964	△4,931	5,787,033

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		87,816	△5,312	82,504
	1 総務管理費	48,782	△5,312	43,470
3 地域支援事業費		192,638	381	193,019
	1 地域支援事業費	192,638	381	193,019
歳 出 合 計		5,791,964	△4,931	5,787,033

令和5年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算

議案第 65 号

令和 5 年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 6, 7 1 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		95,456	495	95,951
	1 他会計繰入金	95,456	495	95,951
7 市債		11,200	200	11,400
	1 市債	11,200	200	11,400
歳入合計		206,022	695	206,717

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		144,367	695	145,062
	1 施設管理費	144,367	695	145,062
歳出合計		206,022	695	206,717

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
へ き 地 患 者 輸 送 車 整 備 事 業	千円 3,000	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還もしく は低利に借換えする ことができる。	千円 3,200	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和5年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算

議案第 66 号

令和 5 年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 3 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 3, 8 2 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		70,726	△538	70,188
	1 他会計繰入金	70,726	△538	70,188
歳入合計		184,362	△538	183,824

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		137,324	△538	136,786
	1 施設管理費	137,324	△538	136,786
歳出合計		184,362	△538	183,824

令和5年度

北秋田市前田財産区特別会計補正予算

議案第 67 号

令和 5 年度 北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 4 0 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		2,652	64	2,716
	1 繰越金	2,652	64	2,716
歳入合計		4,340	64	4,404

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		1,219	64	1,283
	1 他 会 計 繰 出 金	800	64	864
歳 出 合 計		4,340	64	4,404

